

規制の事前評価書（簡素化）の要旨

法律又は政令の名称	通関業法		
規制の名称	通関書類に係る押印規定		
規制の区分	新設、改正（拡充、 <u>緩和</u> ）、廃止 ※いずれかに○印を付す。		
担当部局	関税局業務課	評価実施時期	令和3年2月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	該当要件：ii 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの		
規制の目的、内容及び必要性	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして未来へ～」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す」こととされ、行政手続における押印廃止が進められている。</p> <p>通関業法については、第14条において、通関業者に対し、通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類（同法第2条第1号ロに規定する通関書類）のうち政令で定めるもの（輸出入申告書等の主なもの）について、通関士に記名押印させなければならないこととしていることから、上記の閣議決定の内容を受け、見直しを行う必要がある。</p> <p>検討した結果、上記記名押印については、記名押印によることなく、通関士の記名のみによって本人確認を行うことができると認められることから、押印を廃止する。</p> <p>本改正を行わなかった場合、行政手続きの見直しの課題は、今後も継続することとなる。</p>		
直接的な費用の把握			
(遵守費用)	特段発生しない。		
(行政費用)	特段発生しない。		
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段想定されない。		
その他の関連事項	—		
事後評価の実施時期等	施行5年後		
備考			